

2023年5月25日
沼津市ごみ焼却場建設問題住民訴訟弁護団
佐竹・石井・近藤

1 訴えの内容と住民訴訟について

今回、原告団が作成した訴状を訂正する形で本年3月15日付で弁護団の方で「訴状訂正の申立書」を作成しました。

本件は住民訴訟です。住民訴訟は、地方公共団体の職員による違法な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とする制度として地方自治法で定められた訴訟です。

(1) 請求の趣旨（求める判決の内容）について

被告沼津市が、今回の新中間処理施設整備事業遂行にあたり令和4年度の予算として予算化した事業費1億300万円の支出の差し止めを求めています。

→住民訴訟では、4つの訴えの類型が定められていてその類型に従った請求をします。今回は、予算化された事業費を実際に新中間処理施設の整備事業に支出することの差止を求める差止請求（地方自治法242条の2第1項1号）にあたります。

差し止める理由の中で、覚書違反であるという違法性を主張していくこととなります。

★今回被告沼津市が出した答弁書では上記予算は既に執行済みであるから、差し止めを求めるのは訴えの利益がない（既に執行されているものの差し止めを求めても意味がない）という主張を出しています。

執行済ということが事実であれば、本訴訟は差し止めではなく、市長に対して執行された予算額と同額の損害賠償請求に訴えを変更して訴訟を進行していくこととなります。また、令和5年度以降の予算については、本訴訟と同様の内容で差し止めを求めていく必要があります。

(2) 請求の理由について

ア 財務会計行為について

住民訴訟の対象は「財務会計上の行為」という公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結・履行、債務その他義務の負担等、自治体の公金や財産が絡む行為に限られています。

今回は、令和4年度の事業費の中で「新中間処理施設事業」として1億300万円を予算化しており、これが執行される見込みがある以上は財務会計行為であることは争いがないと思います。

イ 財務会計行為（令和4年度の予算として新中間処理施設事業の事業費を計上

した行為)の違法性

「新中間処理施設の建設は覚書に反すること」が違法性の理由です。訴状訂正申立書の中でも詳しく述べていますが、今回の新中間処理施設の建設対象地である1の洞(なお、市側は答弁書において、1の洞だけでなく2の洞も対象地であると言っています)に、現焼却場撤去の後に建設することは、昭和49年に沼津市と清水町外原区長及び清水町外原区闘争委員会委員長の三者間で取り交わした覚書(以下「本件覚書」と言います)に真っ向から反することです。

本件覚書に添付された「市及び町との話し合い状況概略」の中の、「V将来計画」という項目で、沼津市の現焼却場の撤去時期や新焼却場の建設時期(昭和50年頃から具体的計画に入る考えと記載されている)と併せて、「将来、1の洞、2の洞、3の洞には、一切増設、新設をしない」ことが明記されている部分がこれにあたります。さらに、「VII確認事項」において、上記の将来計画も含めて、「市、町、地元の確認事項は、市長、町長等の変動があっても、効力があると認める」とし、覚書については、市長や町長等が交代しても効力を有することも確認しています。

なぜこのような将来にわたって焼却場を建設しないことを約束したのか、それは現焼却場の前の初代焼却場が2の洞で稼働していた時代から焼却場の焼却ガスの煙と1の洞で稼働していたし尿処理施設の悪臭の二つが両施設の近隣にある清水町外原区の住民を苦しめており、初代焼却場に代わって新たに新焼却場(現焼却場)を3の洞に建設しようと沼津市が計画した際に、外原区の住民が団結して反対運動を起こして沼津市に何度も建設反対を訴えました。

沼津市側も、外原区闘争委員会や外原区と協議を行い、また闘争委員会の申入書に対し回答書を出して、何度も現焼却場の建設及びその内容については検討を重ねました。その結果、外原区及び闘争委員会も、3の洞への焼却場建設自体には同意するが、上記のとおり、新焼却場(現焼却場)の後には、1の洞、2の洞、3の洞には新しく焼却場を建設しないという条件を提示し、それを沼津市が受け入れた内容が覚書になっているのです。

ウ 覚書の有効性について

本件覚書は覚書という名称ではありますが、自治体同士及び自治体と住民の間で結ばれた契約であり、記載された内容については法的拘束力を有するというのが当方の主張です。この点については、今後沼津市側も当然争ってくるだろうと思います。

本件覚書に添付された「市及び町との話し合い状況概略」では、沼津市が隣接する清水町外原区に居住する住民に、ごみ焼却場の建設・稼働により公害被害を与えないために、事前に今後建設するごみ焼却場の内容について具体的な

事項を確認し、これに違反する焼却場は建設しないことまで明記されており、暫定的・抽象的な内容確認というものでないことは明らかです。

また、本件覚書には、有効期限は記載されていませんが、上述のとおり、本件覚書記載の内容は、今後市長、町長等の変動があっても、効力があると認めるとして、長期間互いに遵守することを契約の内容としている。よって契約上は、48年が経過した現在も本件覚書は有効です。

沼津市民がこの覚書に関与していないとしても、外原区や闘争委員会から覚書違反による中止を申し立てられれば、中止せざるを得ない不確定で違法な事業に、沼津市民の税金を使うことは許されません。

また、本件で問題としている本件覚書の内容は、沼津市が現焼却場を建設した後は、今後新設しようとするごみ焼却場について、当事者間で確認した場所（1の洞、2の洞、3の洞）には建設しないという限定的な内容であって、本件覚書の内容を沼津市が現時点でも遵守することについて、時代の経過によって不可能になるというものでもありません。そもそも今回の新中間処理施設の建設にあたって、1の洞～3の洞以外の場所を対象地にしようと真摯に検討した様子も見られず、沼津市が一方的に本件覚書で約した内容に反する新中間処理施設を建設することは許されません。

2 裁判の進行について

基本的には書面でのやり取りです。期日で長時間市側とやり取りすることは少ないと思います。

現地の写真、生の訴えなど届けられることがあれば裁判の場に出したい。裁判官に現地に来てもらいたいなど、実態を裁判官に知ってもらう方法は考えていきたい。